

函館市事業仕分けの概要

平成24年7月28日（土）第2班

■日程確認, 傍聴者への注意事項

- ・ 進行役から説明

■2-2-1 青函連絡船記念館摩周丸管理委託料についての説明

- ・ 資料に基づき, 企画部企画管理課から説明

■2-2-1 青函連絡船記念館摩周丸管理委託料についての質疑

(A委員)

函館市の摩周丸と青森市の八甲田丸を比べると, 八甲田丸は指定管理委託料が摩周丸の半分以下ですよ, 大きな違いというのは何ですか。

(説明者)

青森のほうなんです, 八甲田丸に併設するターミナルビルというのがございます。このターミナルビルというのが青森港と大湊ですとか, 青森県内の町とつなぐフェリーのターミナルビルなんですけれども, 船とターミナルビル, 併せて指定管理をやっているということで, そのターミナルビルの中にテナントさんが入ってございまして, そのテナント収入があるものですから, 指定管理委託料が当方よりも低く収まっているというようにお聞きしております。

(A委員)

函館もシーポートプラザというのがありますけれども, そういうものに関して同じような形態で経営していくという方針はあるんですか。それとも全くそういうものはできないという判断, 摩周丸だけの管理委託料でいくしかないという判断なんですか。

(説明者)

摩周丸の隣には旧ピアマーケットというのがありまして, それがいっただん移管され, その後, ワールドクラシックカーミュージアムがオープンして, その際には, 摩周丸とワールドクラシックカーミュージアムと一体的に指定管理していたということがあるん

ですけれども、今現在は、ピアマーケットも閉館しておりますし、JR北海道さんの持ち物になってございますので、それを改めて市が、例えば購入してですとか、そういったことは今のところは想定してございませんので、一応今のところは今後も摩周丸単体での指定管理という形態を続けていくものになると思っております。

(C委員)

青森の八甲田丸との比較の関連で、入館者数ですね。八甲田丸は、東北新幹線開業の影響で、以降右肩上がりになってますということでしたが、函館も3年後ですか、北海道新幹線開業しますよね。その後の入館者数の推移というのはどのようにお考えになっていきますか。

(説明者)

入館者数の推移が今後どうなるかということなんですが、北海道新幹線開業になれば当然本州から一日一万人程度のキャパシティを新幹線は持っていますので、そういったお客様がいらっしゃるということで、入館者が増加することは期待しておりますけれども、実態として、いらっしゃるお客様がどの程度入るかということについては、試算はしてございません。

(C委員)

わかりました。次に、維持補修費の関係を聞きたいんですけれども、調書の参考資料に摩周丸運営経費、そのなかに維持補修費がありますよね、21年、22年、23年で21年が410万、23年が267万、22年に関しては交付金事業で577万と1236万というふうに記載されているんですけれども、22年に関してはこの交付金で全額支出されたということなんでしょうか。

(説明者)

そうです。

(C委員)

そうすると、調書にもありましたが、今後、維持補修費がどのような金額になるのか、具体的な見込みがあれば教えてください。

(説明者)

平成14年に市が購入してリニューアルした際には、6,300万円の費用をかけて船の塗装ですとか、海に浸かっている部分の腐食を少しでも遅らせるということで電気防蝕を実施したのですが、そういったものに関わる費用と、あと展示室だとかをリニューアルし

た費用ということで、6,300万円でございます。

この船体塗装に関しては、言われていたのが概ね10年程度で更新というか、もう一度やり直しが必要でないかというお話を受けてましたので、今のところの試算としては、平成14年度と同様の額を、すでに10年経過しているんですけども、近々、予算や財政収支上で計上しなければならないとは思っています。

ただ、実態として、平成14年から年数も経過していますので、同様の額で済むのか、あるいはもっと多額の費用をかけなければならないのかという部分がはっきりとわからないものですから、先般、函館どっくさんのほうに、今後修繕するとした場合にどうやっていけばいいのかということで、お話はさせていただいています。

聞くところによりますと、見積もりを出すとしてもこの船を今後10年間もたせるのか、あるいは20年間もたせようとするのか、それによって費用も変わってくるというお話も受けていますし、あと客室というか、お客さんを入れてる部分、そこについては、船舶安全法のほか、建築基準法などの法律も関係してございます。消防法もございますので、客室部分でどこか修理が必要になったとして、それを修理するのにどのくらいかかるのかと、それは建築基準法のほうで構造的に大丈夫かというのも精査しなきゃならないので、大変申し訳ございませんが、今段階で修繕費はこれくらいかかりますというところまではお答えできない実態にございます。

そういう試算をする際には、いろんな事を想定するなかで、考えていかなければならないということでご理解願います。

(C委員)

そうしますと、今は維持補修費のことでお聞きしましたけれども、管理委託料、検査関係費、その他経費、合計で21年1,300万、22年910万、23年1,390万というなかで、この金額が市の持ち出しということでよろしいですか。

(説明者)

はい。

(C委員)

東京の船の科学館、羊蹄丸のニュースが3月ぐらいに出てたと思うんですけども、あれは、年間3,000万円の維持費がかかりますよということで、管理が難しくなりまして、そこで無償譲渡と書いてあるんですけども、摩周丸もそういう状況にたぶんそのうちなることも予想されると思うんですが、この件が報道されたときに担当課として

はどういうようなことを考えましたか。ありましたら教えてください。

(説明者)

羊蹄丸自体が、船の科学館での展示を終えて閉館してしまったというのはまずは非常に残念だなと思います。国内で展示されているのが、今、八甲田丸と摩周丸と羊蹄丸と、3隻だけでしたので。その他の青函連絡船については、たとえば長崎であったりすれば一度売却してホテルにされた例もありますが、それも閉館して国内からは無くなっているという状況もあるなかで、羊蹄丸が閉館になって、今シップリサイクル法の関係で無償譲渡されて解体が行われているということになっているものですから、そこは残念だなと思いつつも、ただ、私どもとしても摩周丸は冒頭説明したように昭和40年の建造船ですから、いつまでも今のままで、ということにもならないなということも当然考えておりますので、先ほどお話をさせていただきました修繕費もそうなんですけど、今後の評価の欄を「抜本的な見直し」とした背景には、羊蹄丸のようなことも当然考えていかなければならない、選択肢の一つとしてはきっと浮上してくるものだというふうには思っていますので、そういう意味では今後の羊蹄丸の動向なども、シップリサイクルで、今実証実験をやっていますから、それで解体にどれくらいかかるのか、摩周丸もそうなんですけど、船体のなかにはアスベストですとか、昔はそういったものも使われていたので、PCBだとか、それがシップリサイクル法上、環境への影響がある物質だということで、きっちとどれくらいボリュームがあるのかということも把握しなければならないということもありますから、それが今羊蹄丸の実証実験で大体数値として出されてくるといいますので、それは今後参考にできる部分ではないかなというふうに思います。

(E委員)

今のお話を聞いて、担当部局でいらっしゃるわけですが、「制度の抜本的な見直し」と評価されていることを踏まえて、これからの修繕費というか、それをまずかけたとしても、それ以降どうするのかということもまた考えなければいけないわけですよね。やっていて大変だなと思っています。それとですね、お聞きしたいのは、摩周丸の船体展示室は、仕分け調書に平成20年度に経産省の「近代化産業遺産」、それから23年度に「機械遺産」という認定を受けていると。この認定を受けていることによって、何かやらなければならないこととかありますか。こういうことをやらなければならないとか、何年こうしなければいけないとか、そういう制約はありますか。

(説明者)

認定を受けたことによって、そのような制約等は特にございません。例えば経済産業省であれば、産業遺産という認定を活用して、例えば観光資源としてそれを活用するだとか、そういったことで使ってくださいよというようなことでございます。

(E 委員)

認定証が付いたということですね。

(説明者)

はい。

(E 委員)

なるほど、わかりました。

(D 委員)

勤務体制のなかで、正職員の勤務日数が週5日程度、「程度」という言葉があるんですが、これっていうのは勤務体制にさほどの縛りが無い状態で事業を展開されているという意味合いでよろしいでしょうか。

(説明者)

冒頭説明させていただきましたが、記載の人員をもって勤務シフトを組んで運営しています。それで、プラスアルファで、たとえばツアーの団体客が入りますというようなことがあれば、通常の勤務に加えて、さらに出てもらえる場面もあると。そういう意味でございます。

(D 委員)

そうですか。たとえば出勤計画があって、実際にその方が出勤しているかどうかというのは出勤簿、あるいはどのような形でチェックしているんですか。

(説明者)

出勤簿等はずね、定期的に事業報告と一緒に確認をさせていただいております。

(D 委員)

それは現場の、たとえば帳面でやっているんですか。

(説明者)

現場の出勤簿を直接見せていただいております。

(D 委員)

なるほど、わかりました。

それではですね、チケットの種類が個人・団体・年間券、多目的ホールと分かれておる

んですが、このチケットのですね、突合の方法というか、チケットそのものにはナンバリングがちゃんと振ってあるんですか。部局のほうでは、シリアルナンバーをとったり、突合はどのようにされてるんですか。その辺ちょっと教えていただきたいのですが。

(説明者)

そこまでは、実態としてやってございません。

(D委員)

やってませんか。そうするとその辺は、不正などに対して、不透明感が出てもいたしかたないということで判断してもよろしいですか。

(説明者)

ただ、指定管理者であるNPO法人の方々、青函連絡船をこよなく愛するの方々、団体で、熱意を持って管理をやってるの方々ですので、正直なところそういった不正は無いと思ってますし、実際の管理運営上は赤字を出してNPO法人の会計のほうから資金を摩周丸の運営費に充てていただいたりということも毎年やってますので、

(D委員)

ですから、基本的な管理の仕方をですね、外部から見てもですね、その方法論をしっかりとしてくださいね、ということです。

それから、部局の前段の説明で、今後、費用対効果を勘案すると、そして評価としては「制度の抜本的見直し」と、このように評価をされているんですけども、抜本的見直しの具体策、具体的にはどのようなお考えがあるのでしょうか。

(説明者)

先ほどお話しさせていただきました修繕費だとか、そういった部分の経費に関わってくるんですけども、実態としてどれくらい今後そういった経費、まずは修繕費がかかるのか。10年もつような修繕をやるのか、20年を超すような修繕をやるのか、あるいは、もう一つの選択肢として、手放すのかっていうようなことも、考えていかなければならないと思っております。

(D委員)

今この船、遺産化されているんですよね。手放すということはどうなんですか。

(説明者)

経産省や機械学会などの認定団体に確認したわけではございませんけれども、もし手放すということになれば、たぶんそういったものを手放すというのはどうなんだという、

ご意見は出てくると思います。

(D委員)

そうですね、ですから今部局さんのほうで、「手放す」というお言葉を出す前にね、事前に調査をして、手放すことが出来るかどうか、ちゃんと調べてから発言するべきだと思うんですけどもね。

(説明者)

言葉としては出させていただきましたが、明日手放すかというとは決してそうではございませんので。

(A委員)

今観光客だとか入館者数ということで、運営状況に関して、館内の説明だとか、やられてるNPO法人さんだとか、状況をお聞きしたんですが、そういうことを全てやらないで、モニュメントとしてだけの存続をしていきますよっていうそういう判断が何かあるのか。もしくは、今後それだけお金がかかっていきますよと、修繕費でお金がかかっていきますよという状況のなかで、ここまでの数字だったら、まあ修繕としてはいいでしょう、だけどこれ以上であれば廃船にしたほうがいいのかというような線引きだとか議論がされてるかどうかというのをお聞きしたいんですけども。

(説明者)

そこまで議論はしていないんですが、言葉足らずの部分で、修繕か手放すかといったことも言ったんですけども、今委員がおっしゃっていたように、そのままモニュメント、象徴的な施設としてあそこに係留しておくというのも一つの選択肢にはなってくると思います。青森の八甲田丸では、3,500万くらいのコストをかけると、当面は展示物というか、係留している状態で存続できると試算していると聞いております。

(A委員)

では一応、そういうことも考えながらやっているということですね。

(説明者)

はい。

(A委員)

わかりました。

(説明者)

正直、まだ具体的に今段階での試算というのはやってないんですが、さきほどお話し

たように、見積もりをお願いしているということもございますし、そう遠くない時期には、例えば次の指定管理、27年で1回指定期間が終わりますので、その次じゃあどうするのかという判断、どのようなかたちでやっていくかということを考えていかなければならないと思っております。

(A委員)

わかりました。ありがとうございます。

(E委員)

調書の中で、自主事業で、子どもたちを対象とした事業などがやられているんですけども、これ自体は、NPO法人の語りつぐ青函連絡船の会のメンバーがやるのではなくて、工作の先生を呼んでとか、そういうかたちなんですか。

(説明者)

指定管理者のメンバーも講師をやっておりますし、来て頂く方も実質NPO法人の語りつぐ会のメンバーなんです。

(E委員)

なるほど。じゃあ例えばこの時は、子ども達から利用料はとらないんですよね。

(説明者)

はい、利用料はとっていないんですが、例えば工作ですと、その材料代はいただいております。

(E委員)

そうですか。わかりました。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

「廃止を検討」が2票、「制度の抜本的な見直し」が2票、予算規模は縮減が1、維持が1であったため、当班としての判定結果は『見直しが必要（廃止を含む）』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-2-2 市勢要覧発行費についての説明

- ・資料に基づき、企画部広報広聴課から説明

■2-2-2 市勢要覧発行費についての質疑

(A委員)

市勢要覧の発行部数が減少傾向にあるのは先ほど説明されましたが、どのようなところに配布されているのか、また、発行部数を削減することによって本当に費用の節減につながっているのか、教えてください。

(説明者)

まず配布先ですが、調書添付資料に配布内訳を記載させて頂きました。庁内・公共機関等、市民、視察・会議等、その他、保存用ということなんですけれども、例えば庁内であれば各部局に配っておりますし、それから市内の官公庁、あるいは大学も含めた学校、他市町村、議員、函館観光大使の方、報道関係、あとは市内で使うのは大会とかです、そのとき観光パンフレットと一緒に配っています。

それから、発行部数が減って、経費の削減につながっているかということですが、数字的には落ちたりはしているんですが、単純に割返しますと、一冊あたりの単価は高くなっているということもございます。例えば今年ですと、紙代ですとかインク代などが値上がりしているということもございまして、部数は減っているんですが、割高になっている、値上がりしている、そういうような事例はございます。

(A委員)

毎年同じようなところに配布していますよね。毎年同じようなところに配布しているにもかかわらず、毎年同じようなものを作られているようにしか見えなかったんですが、その辺を改良していかなきゃならないんじゃないかなということで指摘をさせていただきます。

(C委員)

調書の成果指標のところ、90%以上が配布されており、有効に活用されているとありますけれども、配布先で実際どのようなかたちで活用されているのか教えてください。

(説明者)

どういうふうに使われているかということなんですけれども、まず公共機関関係は、函館市の状況を把握してもらおうと、そういう資料として活用されているかと思います。それから観光大使の方は、函館市の状況を知ってもらって、函館のPRといたしますか、そういうことに使っているかと思っています。

(C委員)

例えば、市民の方はどのようなかたちでこれを使っているのでしょうか。

(説明者)

市民の方は、お客さんと言いますか函館に来た方にお配りしている、そういう方は結構多いですし、市民の方が自分の資料とするケースも少なくないと思います。

(C委員)

わかりました。続きまして、他都市の状況で、毎年発行、隔年発行、廃止・休止とあります。廃止・休止の対応状況をみて、一番下の長崎のホームページを見たんですが、第2次総合計画がありまして、函館でもあるようなきれいな写真がたくさん出てまして、昔はこういうものが無いので実際に発行するしかないんでしょうけれども、ホームページは他都市でもやっている状況で、函館市もホームページに掲載するとか、そういうことを検討したことはあるのでしょうか。

(説明者)

函館市も同じように総合計画ですとか、市勢要覧も実はホームページに載せてるんですけれども、市勢要覧の発行をやめてホームページだけにするという趣旨であれば、そこまでは検討しておりません。ホームページを見ることができない環境の方もいると思いますので、実物はやっぱり必要な部分があると考えております。

(C委員)

問題点としては、ホームページを見れない人もいるし、相手に直接渡すことができないというお考えですね。わかりました。では、隔年発行としている11市では、経費は毎年発行より少なくなるというメリットがあると思うんですが、例えばそうすることによるデメリットなどについて、何か情報を持っていますでしょうか。

(説明者)

隔年発行にすると、確かに経費的には安くなります。ただ、中のデータが古いまま2年、3年と経過してしまうということで、そこがデメリットになります。

(E委員)

市勢要覧ですが、これは他都市から来たときとか、そういう方々にお配りするんだと思うんですが、市内の報道機関、学校とかにこういうものを配ると、大抵はすぐそのまままわってというか、受取窓口となった担当ではパラパラっとは見るんですけども、そのあとはキャビネットの中にしまわれるというのも多いのではないかと思います。市民の一人として、私なんかは函館市のホームページをよく見ますが、今の時代ですと、やっぱり要覧を見るよりは新しい情報が欲しければホームページを見るほうが早いんですね、それほど細かく見れるという利点がホームページにはあります。確かにネットというかホームページを見れない人もいますですけども、インターネットができる公共施設であるとか、利用すればそこでホームページが見れるとか、そういうところもあるんですよ。だから全くお金を使わずしてネットに触れるということもあるし、この要覧自体は、ぱっと貰っても、函館は観光都市だから、半分ビジュアルで、きれいな写真でもらって一瞬嬉しいなと思うんだけど、このへんの写真でしたらいわゆる観光コンベンション協会のほうとあんまり変わらないですよ。だから、これほど立派な物が必要かと言われれば、さほど私自身は重要性を感じませんし、観光コンベンション協会が毎年出しているあの薄い冊子で十分だなと思います。こういう数字的な要覧のほうはまた、これに代わる物を作れるなど。特に今のようなものでなくてもわかるのでは・・というのが私の実感です。きっと今はやっぱりホームページにデータを出せるので、そちらのほうにお金をかけるほうが、きっと有効だと思って他都市も廃止・休止と変えているんだと思います。どんどん情報が変わるし、数字も変わって、新しい物になるので、そのほうが有益ですよ。だからそういう面では、発行部数がどうか、印刷なんて6,000部が5,000部になっていくら金額が変わるかわからないんですけど、私たちもこういうの作る時には、100部ぐらい変わっても金額は全然変わらないということ、よくありますのでね。私の感想といっちはなんですけども、ホームページで代用可能だということに対してどうですか。担当部局も「制度の抜本的な見直し」が必要と評価されていますが、市勢要覧というものは、こういうものでなければならないという必要性に関してどうでしょう。

(説明者)

確かに観光パンフレットと重複しているようなところはあります。しかし観光パンフレットはあくまで観光目的のもので、こちらの市勢要覧は、そういった観光以外にも福祉ですとか、施策ですとかまとめたものでございます。ですが、今の時代、我々としてもご指摘の点について、どうなのかという思いはあります。

(D委員)

資料に市勢要覧の状況というのがあるんですが、一番上にですね、随意契約3年間ずつということで、企画コンペをですね、今年度頼んでいる3年間の業者さん、株式会社、名前がぎょうせいというところ、企画コンペが当時5社が参加したんですけれども、今回の仕分けが始まる前に、過去5年間のこちらの要覧を拝見しましたよね。中の基本的な構造というのはほとんど変わってないと思うんですよね。ページ数もさほど変わってない。で、これ見るに㈱ぎょうせいさんに函館市が随契を頼んで、やっちゃいけないことが一つあるんですが、契約金額がですね、平成23年度から平成24年度になるときに、契約金が上がってるんです。先ほどのお話では、紙代とインク代が高くなったっていう話ですよね。ただ私が思ったのは、この㈱ぎょうせいが、22年度に受けたときに、その前の3年間は、株式会社プリントハウスですよね。ここで、プリントハウスの一番最終年度に485万で、ぎょうせいになって585万、このときに17%、中身が大きく変わらずして上がってるんですね。ということは、先ほど調書の中で、担当課の評価の中で、「企画経費を抑え、作成費用の削減に努めている」というのはこれ嘘じゃないですか。どうですか。上がってるんですよ逆に。函館市民は、この段階で負担を強いられているというふうに判断しているんですけれども。それで、この値上がり部分の一番は、写真撮影の撮影料が非常に高いと思うんですね。これは同じようなネガを使ってるわけで、この部分は大きく年々下がっていくというのが普通だと思うんですね。年々というか、プリントハウスが使ったときと、㈱ぎょうせいさんが使ったときの数字でいけば、㈱ぎょうせいさん同じネガを使ってるわけですから、,, 違うんですか？それどうして使わせないんですか？というか、こういうものはですね、毎年発行してるのであれば、函館市でネガを抑えておくべきだと思うんですね。それを新たな随契業者に貸付けて、スタートラインで大きく削る、こういう考え方は、今まで全然無かったんですか。まあ無いからこういうことになってるんでしょうけれどもね。

(説明者)

業者には基本的に、企画からデザイン、印刷製本まで全てを込みで委託してるんです

が、一番最初は写真を含め、全部向こうに用意してもらっています。うちから提供するものもありますが、写真は向こうのほうに著作権があります。

(D委員)

だから著作権があるからこそ、函館市がですね、最初からインセンティブを、著作権というものではなくて、所有権を持っていれば、そんなことは全然関係無い話ですね。写真家から買えばいい話ですから。そのときちょっとお金かかるかもしれませんが、要するにネガの使い回しをするということです。例えば同じトリミングであれば大きさを変えて、縮尺を変えて、変化を持たせるとか、文字の入るラインを変えとか、そうすると全然変わった印象になります。その程度のものでいいんじゃないかと思うんですね。こういう具体的な事をやらなければですね、そちらさんがおっしゃる企画経費を抑え作成費用の削減を図るなんて無理じゃないですかね。どうですか。

(説明者)

毎年新しい物を作るとなると、毎年企画費がかかります。そこで3年に一度のコンペにして後の2年間は企画費を削減しているということ。

(D委員)

なるほどね。毎年作るという意味ではね、これ見るとですね、後半にこういう色が変わった「資料編」があります。これは毎年変わると思うんですよ。これがあるから毎年作らなくてはならないものであって、ですけども、ホームページを見ていたらいいものを見つけまして、「函館市の統計」というのがあって、これはもっとこのページよりも詳細が書かれていまして、180ページ、誰でもプリントアウトできます。これでもって置き換えれば、要は写真だけになるとかですね、そうじゃないですか、どうですか。こんないいツールがあるのにですね、これをわざわざくっつけてですね、毎年作らせるという不合理、私はそう思いますね。是非ともですね、これは速攻で形を変えていただきたい。これは私からの要望です。

そして、もう一つですね、先ほどの随契の話に戻りますけれども、今回(株)ぎょうせいが決まるときの企画コンペに5者参加していますが、これにプリントハウスさんは参加していたんですか。何故かという、プリントハウスさん、(株)ぎょうせいがスタートするよりも100万円、約17%、安い金額でゴールしてるんですよ。もしこの企画コンペに参加されていたとすれば、このラインからスタートしてるんじゃないかと私は想定するんですけれども、どうでしょう。

(説明者)

プリントハウスさんは参加されてます。

(D委員)

参加されてたんですか。それではどうしてまた選定されなかったんですか。企画の何かそういう要件で落ちたんですか。コンペですから。

(説明者)

企画とかデザインとか、そういう審査で点数をつけていきますので、その結果です。

(D委員)

さきほど過去5年間の要覧見たんですけど、結果としてデザインも変わってない、中身も全然変わってないのに、これどういうことですか。何かこう、プリントハウスさんが不都合をわざわざ出してきて、落ちたようなイメージなんですけれども。100万円も違う、17%も違うんですね。我々市民としては、プリントハウスに再度、平成22年から、またこの数字でやってもらいたいくらいの考え方持ちますよね。そうすると、先ほど皆さんが言ってたような担当課による評価の「企画経費、作成費用の削減」というのは、全くですね、絵に描いた餅のような感じがするんですけどいかがですか。これ企画コンペで内容全く過去と同じものをプリントハウスがやってきてですね、そこが落とされて、17%も高いぎょうせいからスタートしているっていうのは、函館市民として全く納得しないですね。

(説明者)

企画コンペはですね、入札と違って安いところと契約するのではなくて、それぞれの企画デザインで良いところを選んで契約しています。

(D委員)

なるほど、それではですね、その平成21年の市勢要覧見せてください。これとこれ、どこが違うんですか。2009年と2011年、どこが違うんですか。写真は多少違うけれども、構成は全部同じ、企画力で落ちる理由は何もない、同じような内容であればむしろ金額で安いほうを選ぶべきだったのではないかと私は思います。以上です。

(進行役)

そろそろ、時間となったので、評価に入ります。各委員は、評価シートに評価およびコメントの記入をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を行います。

「廃止を検討」が4票であったため、当班としての判定結果は『廃止を検討』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-2-3 緑地管理経費についての説明

- ・資料に基づき、港湾空港部港湾課から説明

■2-2-3 緑地管理経費についての質疑

(C委員)

調書の4の成果等、担当課による検証のところで、委託費の占める割合が大きいので仕様の見直しや業務の統合などによって経費の節減を図ってきたとありますけれども、具体的に仕様の見直し、業務の統合っていうのはどういうことになりますでしょうか。

(説明者)

まず設計内容の見直しというところで緑の島管理委託経費で申しますと、平成21年から22年、22年から23年の時に委託した造園業者さんなどから助言をいただきまして、芝生への散水業務の回数の削減や肥料の削減などをしております。23年におきましても、同じように緑の島の立入禁止区域の部分があるんですけども、その部分の草刈りの面積を削減しました。それとですね、緑の島の樹木管理委託のところで、23年度には、冬囲いだとか剪定の本数等を削減して、経費の削減を図ったところです。

東雲外緑地管理委託につきましては、23年度にこれまで東雲緑地と若松外2緑地の管理委託業務を別にしてございましたけれども、それを統合することによって諸経費の縮減をしております。今年度発注業務でまた更に東雲外3緑地と北ふ頭外の緑地管理業務を統合いたしまして、経費の節減を図ったところです。

(C委員)

ありがとうございます。続きまして、緑の島利用者数なんですけれども23年度は出てないでしょうか。それとですね、緑の島の利用者数の数え方なんですけれども、これが多目的広場を利用した方の数じゃなくて、とにかく入ってきた人をみんな数えているのか、どういうカウントの仕方をしているのでしょうか。

(説明者)

今手元にある数字で23年度6月30日までの分までしかないんですけれども41,550人。それとカウントの仕方なんですけど、緑の島の入口部分に委託業者が入っている小屋があるんですが、そこで人数をカウントしております。

(C委員)

車が入っていたのも全部数えてこの数字になるんですか。

(説明者)

はい、概ねそのくらいになります。

(C委員)

では次に、委託費の内訳なんですけど、委託費の内訳の資料を見せて頂きますと、委託費の中での緑の島関連で6割前後ですね。なかでも特に大きいのは緑地管理委託ですが、これが年々減少しているのは、さきほど言った仕様の見直しのところで減少してきている、ということで理解してよろしいでしょうか。

(説明者)

先ほど申し上げました通り、草刈りの面積の縮減など、仕様の見直しによるものです。

(C委員)

あともう一つ。多目的広場の管理委託がありますよね。340万円前後であると思えますけれども、多目的広場はどのような用途で、どれくらいの頻度で使用されているものなのか教えて頂きたいんですけれども。

(説明者)

多目的広場の具体的な利用っていうのはおさえていないんですけど基本的に許可している部分と許可していない自由使用の部分があります。一般的に広場のところは使用許可してる部分もあって、そういうときの利用の中身なんですけれども、サッカーとかグラウンドゴルフとか、たこあげとか、子ども達の遠足とか、そういうことで使用許可している部分はございます。

(C委員)

はい、分かりました。委託をしている業者の関係があるんですが、その委託している業者に関しては、金額の大きいところだけで結構ですけど、何社くらいでこういった基準で業者を選んでいるのか教えていただきたいんですけども。

(説明者)

委託の業者の発注なんですけど、市全般的に入札見積もり合わせということで、調度課の方で業者を選定しておりますが、ここでは複数の造園業者らが参加した入札により業者を決定しております。

(C委員)

わかりました。あと事業費のところの内訳をみるとほとんどが委託費なんですけど、その割には職員の人工が0.8というのはそれなりに多い気もするのですが。

(説明者)

職員はですね、塩カル散布を職員自ら行っているですとか、設計業務だとか、委託の契約業務ですとか巡回業務ですとか、そういったもので0.8人工ということにしております。

(C委員)

ありがとうございました。

(D委員)

私の方からですね事業者選定のプロセスの話はというのはですね、他の委員から出たんですけども、それをもう1歩踏み込んだとこですね、事業委託先がいくつかあるわけですけども、ここの構成メンバーさんが、職員さんとですね、多分こちらの本庁職員だった方の共通した方がいる委託先っていうのが何か所かありますけれども。

(説明者)

ちょっとわからないですが。

(D委員)

そうすると、先程のそちらの方がおっしゃったように、入札の様なかたちのなかで、数字の一番低いところをチョイスして委託業者にされているというこの過程でよろしいですね。

(説明者)

市全般でそういう発注方法をとっています。

(D委員)

そうですか。次に緑地施設の維持、これに計画・設計・監督・検査という風になっているんですけども、この今4項目の中でですね、函館市の財政状況を考慮して、将来的には、経費を削っていく方向性になっていくと思うんですが、この4項目をそういう風に当てはめるとですね、所管部局として具体的に計画をこのように変更していきたいとか、例えば設計の面で、緑の生える面積を何年か計画でこれだけ落とすとか、将来においての削減計画のようなものは何か具体的にお示しされてますか。

(説明者)

今後の計画、函館港の港湾計画においては、今後は緑地整備を増やすようなことになってます。ただ結局こういうひっ迫した財政状況でございますので、その辺緑地が増えたからといって、単純に維持管理経費を増やすのではなくて、今もどうやったら経費を圧縮できるか色々工夫しながらやっておりますが、緑地が増えたとしても経費がかからない樹種の選定、今やってるのは雪に弱くて冬囲いしてるところに対して、雪に強い樹種に変えていくですとか。

(D委員)

そこに木はないとダメなんですか。これだけ緑の多い函館ですから、緑の島だからといって緑があるっていう概念は私は必要ないと思ってるんですよ。これは個人的なご提案です。

それから管理経費内訳の「緑の島多目的広場管理委託費」について、この広場自体は私も何度か行ったことあるんですけども、ただ、だらっと広い広場っていうイメージがあるんですが、これの管理に年間348万かかっているんですけども、具体的にはどのような管理なんですか。

(説明者)

名前に多目的広場と入っていますが、内容的には緑の島全般の巡回、ゴミ拾い、あと駐車場っていいですか、奥の方に土の部分の駐車用スペースがあるんですけども、そちらの方じゃなくてちょっと行ったらあるんですが橋の上だとか、そちらに寝てる方を多目的広場の方に誘導するだとか、緑の島で禁止されているそういう行為の指導だとかを行っております。

(D委員)

市民感覚でちょっとお話させていただきますけれども、あの緑の島があるからこそですね、こういうような経費がどんどん毎年計上されていくような感じがするんですね。

どうですか緑の島そのものの今後の生かし方というというのは、みなさんこの管理業者さんの中で将来のね、島の展望だとか、そういう部分はどうかでいいのでしょうか。なにか話題にされたり、今後こういう方向で市民の方に提案しようだとかって。そういうアンケート調査だとか、そういうものをされるのでしょうか。何故かっていうと収入を生む島ではないので、経費をどんどん生み出す島っていうような市民のイメージがあるんで。どうなんでしょうかね。将来の計画というか。

(説明者)

緑の島につきましては、函館港の港湾計画というものがございまして、港湾法により港湾管理者に策定が義務付けられているものなんですけど、その計画におきまして、将来の函館港全体の計画のなかで、函館港の中にある拠点緑地として位置づけられているものでございますので、多くの人に訪れて頂いて、リスペクトされるというか、親しんでいただける緑地として、これからも利用していくようなかたちになると思います。

(D委員)

分かりました。一応法令に基づいて利用されてることですね。

(A委員)

都市緑地化面積っていうのが多分あると思うんですが、函館市は何平米以上っていうような、もしわかればいいんですが、その中の何%くらいが今回議論している緑地になってるのか。例えば塩害を受けた樹木の入れ替えということも調書に記載されているが、もしその計画に含まれていない緑地なのであれば、入れ替えではなく伐採してしまうだとかということも選択肢の中に入ってくると思いますし、完全に計画の中に入っていますよってかたちであれば経費を捻出して入れ替えていかなきゃならないっていう感じには思っているんです。その辺についてお聞きしたいんですが、函館市の緑地化面積の中に全て入っているというかたちでいいのでしょうか。

(説明者)

そういうことになるかと思えます。

(A委員)

分かりました、ありがとうございます。

(E委員)

緑の島の緑地管理委託費の内訳で、平成23年度決算額から平成24年度予算額のところで大きく下がっている部分、そして緑の島の樹木管理委託は平成23年決算額から予算額

の方にここにきつと塩害か何かで入替なのかなと思いつつも、大きく数字が動いている部分。この内訳のところですね。それと緑の島公衆便所清掃委託も23年度決算額が588,000円で24年度予算額が875,000円で、少し大きく動いている部分。ここ3点について内訳をもう少し詳しく教えていただきたいのと、こちらの仕分け調書、こちらの事業の成果などで、こちらの部局のすることは適正に維持管理することだとは思いますが、利用者数の向上が図られたっていうところで、例えば多目的広場の使用許可証の確認とかっていうこともあるので、この多目的広場を使用許可するにあたっては、どういう手順をするのか、どういう場合に使えるのかという、この2つを教えていただければと思います。

(説明者)

まず1点目ですね。緑の島管理委託が減っているが、これに反比例して樹木管理委託費が多くなっているというところなんですけれども、ここは例年行っております仕様の見直しの中で平成23年度までは緑の島の緑地管理委託の方に樹木の剪定を入れていたんですけど、その辺を樹木管理委託の方にすべて移行したことによって、樹木管理委託の方が増えている。

公衆便所の決算に対して予算が大きいことについて、公衆便所の業者を選定するのにあたりまして、数社で見積もり合わせて低いところに委託するものですから、たまたま22年度から23年度は58万円で推移しましたが、その前の21年度は79万円だったということで、そういった実績も考慮して予算上は87万円に設定いたしました。

あと、使用許可の関係なんですけれども、「函館港緑の島管理要綱」というものがございまして、それに基づき運用しているが、例えばこの多目的広場の芝生をサッカーとか野球の試合のように、占用して使用するとなると許可証を出す形になるが、占用以外で使う場合には何も許可無く使用することも可能なので、利用者数はそういう占用目的で使いたかった人が多かったかどうかにもある程度左右はされます。ちなみに、緑の島の場合は使用目的が占用以外の人の方が多く、そこで散策している人もいますし、釣りしている人もいますし、サッカーをすとか、写生、いろんな使い方をしている人もおり、22年度使用の中で一番多かったのは、散策で12万6千人くらいとなっている。

(E委員)

わかりました。

(C委員)

緑の島の利用人数について追加で、お聞きしたいんですが、年度の合計の数字は書いてあるとおりで理解したんですけども、月別の数字については分かりますでしょうか。きっちりではなくて、大体こういう傾向だっというので結構なんですけれども。

(説明者)

年間の中では一番8月が多いです。5月、6月、9月が多いですね。使用許可証での方の実績よりも自由使用の方が実際は多いんですが、その辺はほぼ傾向が同じだということに理解していただきたいです。今細かい資料が手元にないもんですから。

(C委員)

冬期間は極端に少ないんでしょうか。

(説明者)

冬の方が少なくなりますんで、先程申しましたとおり、トイレ等も閉鎖して、全部というのは無理ですが、そういうことで少なくしてやっています。

(C委員)

分かりました。トイレの方はそういうかたちで対応しているようなんですけれども、他の大きい金額の委託の関係ですね、そういう利用者数に応じた委託の仕方になってますでしょうか。

(説明者)

例えば、管理させる管理時間の関係もあるんですけども、冬期間については多くの時間を短くしているものですから、そういうかたちの委託になっています。

(C委員)

時間の方は考慮しているようなんですけれども、時間だけじゃなくて実際やることの内容も、削減できるような検討をして工夫して発注しているというようなことはあるのでしょうか。

(説明者)

中身につきましては、例えば雪がたくさん降る期間を第1期、少ない期間を第2期としまして中身も変えてですね、繁忙期を手厚くするようなかたちで対応しております。

(A委員)

直接緑地管理経費に当たらないのかもしれないんですけども、一点だけ教えて下さい。占有使用でお貸しするときには料金は発生するんですか。

(説明者)

料金は発生しません。

(A委員)

これは料金をとるってことはできないんですか。占用使用に料金を発生させることで維持管理費に充てられると思いますが、そういうことは今後出来ないのでしょうか。

(説明者)

申し訳ありませんが、今この場ではっきりとお答えできることではございません。

(A委員)

わかりました。

(進行役)

これ以上質問がないようなので、委員のみなさんはお手元の評価シートに評価の方をお願いいたします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果の発表を發表します。

「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」に2票、現行通りに1票、であったため、当班としての判定結果は『見直しが必要』ということになりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-2-4 会議録等作製委託料についての説明

- ・資料に基づき、議会事務局議事調査課から説明

■2-2-4 会議録等作製委託料についての質疑

(D委員)

この委託料の対象が本会議と委員会ということで、私思ったんですけども、議員の仕事がどこからスタートしてどこで終わるかということなんですけれども、これはまず自分達が揉んだ内容を一般市民に告知する義務がありますよね。その内容を市民も当然知

る権利を持っていますから、その権利が行使されたところまでいって議員の仕事っていうのは終了ですよ。

しかしながらこの委託料というのがその議員が仕事する前に、二元代表制の片側がこれに手助けをしている、ということに僕はかたち上なってると思うんです。本来であればこの議事録をとってインターネットに掲載するっていうデータ化までが議員側の経費でやっていく、議員もいろいろ経費出てますよね。給料、政務調査費、党費だとかさまざまなものを各会派が持ち寄って、円滑に自分達の力で、自分達の管理のもとやっていくというのが仕事の最終到着点なのに、どうしてここで会議録等の作製委託料を発生させて、市民に負担をかけていくのかなっていうのがよく分からないのですよ。

(説明者)

確かにその議員の職務、責務、仕事の内容、これはそもそも市民の要望を行政に伝えて、それをより良くしていくっていうのが一つの大きな仕事です。

一方、その会議録の作製業務にあたりましては、地方自治法によって議会の事務局等に作製させるということになっているわけでございます。そのところは、法で定められておりますので我々が作りますが、ただ、今おっしゃっていただいたように、今議会だよりというものを発行しております、どんな質問をしたですか、そういったものに対しては自ら、ということ定義すればわかりやすいのかもしれませんが。

(D委員)

そうですか。では次にこの会議録作成にあたる担当部局の職員さんっていうのは何名くらいいらっしゃるんですか。

(説明者)

会議録作成は議会事務局だけでやっておりますが、我々いまスタッフが議事調査課なんですけども、私以下主査が4名、担当が4名の8名。そのかたちの中で委託して戻ってきたものを校正かけます。3回校正かけます。

(D委員)

その校正は活字になったところを校正するんですね。活字の、要するに誤字・脱字の。中身についてはもちろんできないわけですから。

(説明者)

そうですね。

(D委員)

分かりました，ありがとうございます。

(E委員)

会議録は絶対なければならないものっていうのは，はっきりしているわけですね。あとはそのかかる予算をいかに少なくできるかということなんです，今そうやって会議録を持ってきて下さってますが，それは業者に委託してということじゃなく，みなさんが製本までおやりになるんですか。

(説明者)

これはですね会議録の反訳校正から，製本までを全て業者に委託しています

(E委員)

すべて業者に委託していると。やっぱりその業者を選択するのに当たっては他の部局と同じく，入札またはそういうことでおやりになるんですか。

(説明者)

本会議録については昭和63年から始めたんですけども，ある業者と随意契約をしています。そして委員会の方については，調度課で見積もり合わせをして選定しています。あまり詳しくはないんですが，反訳から製本までやる業者は少ないと言う風に聞いています。

(E委員)

そういう意味では決算でこれだけあったら，この数字はあまり大きく動くっていうことは今のところ難しいんでしょうか。

(説明者)

そうですね。そのときの時代時代の委員会の流れですとか，いろいろ問題があれば，委員会はかなり白熱してきますので，会議時間が長くなってきます。本会議もそうです。そうするとやはり会議録作成に時間もかかるし，そうでないときは逆に，不用額が出てくることも結構あります。

(E委員)

製本の分はそれでわかりました。議会の会議録についてはホームページにもアップしてますけど，やっぱり事務局のみなさんがおやりになるんですか。

(説明者)

アップするのも，業者の方に委託してます。予算事項がこれとは違うんですけど，会議録のデータをもらって，それを「ディスカス」っていうのを使っているんですが，そ

ちらの方にアップ出来るようにして、ディスカスにもいろいろ種類があるみたいですが、今そちらにできるようにして対応しています。

(E委員)

それも含めての今回の事業費ですか

(説明者)

それは含まれていません。データを貰うまでです。

(E委員)

分かりました。

(C委員)

他の自治体の状況のところに記載がなかったんですが、他の自治体のところはどんな形なんでしょうか。

(説明者)

他の自治体については中核市を調べたんですが、千差万別です。というのも反訳から印刷製本までやっているところもあるし、印刷だけっていうところもあるし、部数についても16~17部くらいから500部までありますし、金額も下は170~180万円くらいから、上は1400万円までとあります。

ところがその中身がですね、やっぱり1400万円のところはそれだけ部数も多くて内容も多いのかと思えば、そうでもない。だからそこを調査してもそれを分析するっていうのはなかなか難しく、その自治体の特色でやっぱりこう色々違ってくるとしか言えません。また、やっている部分についても速記を入れてやっているところもありますし、データ反訳でやっているところもあります。

(C委員)

ではそういったことや、函館市の今の状況から経費のことを色々考えて、現状の方式でやっているということですよ。

それと、地方自治法の改正により認められた電磁化のことなんですけども、セキュリティー等の問題があるから、他の自治体もまだ導入はしていないということで、はっきりとは分からないんでしょうけども、そういう状況が、近い将来解消されるような情報っていうのは何かありますでしょうか。

(説明者)

現在のところですね、私どもが調べた限りではないです。我々函館市は中核市なんで

すけれども、トップレベルのクラスでも、そこらへんはまだ検討中ということですね。いろんな電子署名ですとかそのセキュリティー関係、会議録はとにかく原本と複製があるんですけれども、そこでは必ず永年保存になるんですね。その関係でみなさん検討なさってると思いますが、今のところそういう情報はお聞きしておりません。

(A委員)

みなさんからの質問で私の質問するところもお話いただいたと思うんですけど、会議録というものは、もう最初からずっと永年保存ということで法令等で決まっているものなんですか。

(説明者)

会議録はすべて永年保存になります。

(A委員)

そうすると書類として残っているものをマイクロフィルム化したほうが保存スペースも少なくなるということで、マイクロフィルム化に移行していると考えてよろしんですか。

(説明者)

結局ですね、永年保存なんですけれども、昭和期のものなんかは、劣化がかなり進んでるんですね。原本というのは必ず、例えばその取消になった発言も全て取ってる訳ですから、これはもう見れなくなったら困りますので、それを保存するというので、マイクロフィルム化を進めたわけです。

(A委員)

そのままでは、原本もぼろぼろになって見れなくなってしまう可能性があるというわけですね。

(説明者)

普通の職員も見れますのでいつどういうふうになるか分からない。今昭和9年のが残ってますけれども、もう何十年も経ってますので、見れることは見れますが、将来的にはってこともありますので、マイクロフィルムで保存しよう。

(A委員)

わかりました。あと1点だけなんですけれどもちょっと教えて下さい。今マイクロフィルム化の話で、昭和46年度分までで一時休止するというお話をいただきました。作業としては平成23年度までの実施ということですが、その中でですね、平成23年度の予算

が8,532,000円。で決算見込みで5,585,000円。金額的にはかなり苦勞されて下げたんだとは思いますが、今年、24年度はマイクロフィルム化をやらない予定なのに予算がちょっと高いような気がするんですが。この辺の回答を求めたいと思います。

(説明者)

これはですね、23年度の予算で見ていただきますと、約850万円から今回24年度予算約750万円なんですけど、この中で会議録作成業務委託料につきまして546万円から614万円になっていると。これが主なところでございますが、これは何かって言うと会議録作製委託は要するに反訳と印刷なんですけど、人件費等がかなりやっぱり実際的には1時間会議録を起こすのに10時間だったり、大体の業者はかかるんですね。そういった単価アップ。それと部数も、これは大した部数じゃないんですけども10部増やしている。そういったことが影響されている結果かなと思います。

(A委員)

するとマイクロフィルム化する経費っていうのはそこまでかかってないということですね。

(説明者)

決算の状況を見ますと、23年度で934,500円。22年度で987,000円。それくらいです。

(A議員)

なるほど、ありがとうございました。

(D委員)

先程会議録を担当している方が、部局内で8名、いらっしゃるということでしたけれども、8名の中でお仕事を中心は活字の校正とっておりましたね。年内に開催される議会と委員会の数からいうとどうでしょうかね、この8名というのは多いんじゃないですかね。そこでご提案なんですけど、こういう反訳から製本までやる民間のデータ会社があるんですけども、こういったシステムをどうですか、市役所にですね、備え付けた方が私はいいような感じがするのですが。全部まとめてシステムごと購入してですね、あと8名の人数を調整していったりリース料でも買い上げ料でも転換できると思うんですが。いかがでしょうか。

(説明役)

いわゆるリースと購入における経済効果、それプラスその人件費の絡みですね。確かにそうだなあと、そういう部分もあるかなというふうに感じます。会議録とそのシステ

ム自体が購入するといくらになるのかまだ試算したことはないんですが、さきほどのその人件費の部分で考えますと、うちの事務職員は確かに会議録等のときには校正業務を抱えておりますが、その業務だけではなく他にもたくさんの業務があります。委員会や本会議の開催ですとか、それに関わるたくさんの業務を抱えていますので、会議録の作成だけに関する人工を計算すると概ね0.9人工となります。ただ、今おっしゃっていたのとおり、その全てを含んだいわゆる一元化ですとか、それについては我々もちょっと検討する価値があるとは思いますが。

(D委員)

それでこれを見るとですね、一番人を必要としているのは熟練のオペレーター、これを必要とするようなテープ起こしが一番あると。これもですね熟練したメンバーを市が引っ張り込んでやらせてね、こういう人たちと分担して校正なんかもついでにやってもらえればどうでしょうか。そう考えれば8名はかなり多い感じがしますが。

(説明者)

その校正なんですけど、今おっしゃっていただいたとおりそういった専門的なノウハウをもつところと随意契約をしているわけです。例えば我々がやっているところも、今おっしゃった通りその反訳センターですとか議事録センターとかいろんなのが今だんだん増えてはきているんですが、残念ながらまだ函館にはなかなかない状況でありまして、ただそれも含めてやるんですけど、校正なんですけども、そうやって戻ってきたものをさらに職員によって3回校正かけてますから。3回がいいか悪いかは置いておいてですね、校正はいろんなところで校正されます。やっぱりその地元の職員が校正しているっていうのは、言い方、イントネーションなんかも函館は結構なまってるから分かりづらいのかなと。やっぱりこう正しく聞き取れなくて違う発言にしたりとか、誤字脱字なんかも当然ありますが、より完璧に近づけようとするれば職員の力があるのかなと。大体方言がありますから、方言にもいろいろありますし。だからやっぱりそこらへんを熟知している業者さんをお願いすると共に、我々職員としてもやはり責任を持って発行する以上はしっかりとチェックできる体制というものが必要なのかなと思います。

(D委員)

必要だと思いますね。ただ私の個人的な思いですけども、必須アイテムがシステムの購入だと思いますよ。ただ経費は別問題ですね。会議録作成に750万円もかけて、この他に8名の方の職員費をかけて、これは函館市民の負担です。ここをもうちょっと100歩

譲って少し抑えていくということが、非常にこれから大事だと思いますので。

(E委員)

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、調書の「担当課による検証」で、「すでに業務の遂行にあたって業務委託を行っており、また今年度中には、検証の結果、委員会付託分の記録については委託をとりやめ、直接行うことにするなど、業務執行体制により効果的に・・・」というのがあるんですが、これはどういうことだったのでしょうか。

(説明者)

これはですね、冒頭少しお話したんですが、委員会記録においては3つの常任委員会と予算・決算特別委員会とこうなっているんです。その3つの常任委員会記録については、担当の垣根をこえて、職員で全部やろうということにしまして、その分割減させていただいたということです。

(進行役)

それでは他に質問等がないようなのでこれで委員のみなさんは、評価シートに評価の方をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果を発表します。

「制度の抜本的な見直し」が1票、「実施内容や手法の改善」が3票であったため、当班としての最終結果は『実施内容や手法の改善』となりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。

■2-2-5 その他諸経費(保育所費)

- ・資料に基づき、子ども未来部子ども企画課、恵山支所市民福祉課および南茅部支所市民福祉課から説明

■2-2-5 その他諸経費(保育所費)についての質疑

(C委員)

まず、前期後期民営化計画のことで何点かお聞きしたいんですけれども、その趣旨とか背景をまず教えていただけますでしょうか。

(説明者)

市の方で平成15年度にアウトソーシング推進指針というものを策定しました。要するに民で出来るものは民に委ねるという考え方になります。それに基づきまして、保育園の運営もその時検討いたしまして、民営化を図っていこうという流れがございまして、平成15年に公立保育園の民営化計画というものを策定いたしました。ただし、職員の退職とか配置の兼ね合い等もございまして、まずは前期5年間ということで実施していくことといたしまして、その後、平成20年度に改めて後期民営化計画を策定いたしまして、平成25年度の間までは、資料にお示ししたとおり民営化を順次進めていくことを決定しており、26年度以降はまた様子を見ながら、という状況になっています。

(C委員)

ありがとうございます。公立保育園の民営化は平成17年度の桔梗保育園からスタートしたわけですが、こうした順番に決まった理由というか、ポイントなどがあれば教えてください。

(説明者)

当時どのように順番を決定したのか、ただいま資料を持ち合わせていないのでちょっと定かではないんですけれども、比較的施設の新しいところからですとか、逆に施設が古すぎるので新築して新しくしたほうが保育の質の向上に寄与するだろうとかいうようなことを考えてですね、民営化するときに現在は、新しい施設を民間さんの方に建てていただいて民営化をするかたちをとっておりますので、そういうようなこともあったんだろうと思います。

(C委員)

では次に民営化後の保育園について、運営状況ですとか、経営状況ですとか問題なくいっているか教えていただきたいんですけれども。

(説明者)

市の方で民営化したあとの1年間ですね、保育がどうかたちで行われているのか、実際に職員が訪問して内容を確認をしております。それと、保護者対してもアンケート調査を行っておりまして、民営化する前と民営化したあとでどのように保護者のみ

さまはお考えになってますかと、利用者の方に聞いてですね、民営化がスムーズに行われているということを私どもも確認しております。民営化では施設も新しくなったというところもありますし、喜ばれているお母さん方も多いのではないかと考えております。

補足ですけれども、民営化する保育園の選定にあたってはですね、どういう保育をするかっていうことの他に、現在の経営状況はどうだろうかっていうことを含めて全部審査します。審査では外部の委員さんをお願いをしてですね、その辺を確認していただきまして、そういうのも含めた上で選定した経緯がございます。したがって、経営についても、当時そうした審査をした上で民営化、選定をしたのであって、今の段階で経営状態が悪いというようなところはないという認識を持っています。社会福祉法人については、私たちじゃないんですけれども、指導監査課というところで、指導監査もやっていますが、その中で経理も含めて監査しておりますので、経営部分についての悪いところはないと感じております。

(C委員)

では次に、事業費については、調書の方で全部わかるんですけれども、保育料の収入というのはどうなってますでしょうか。

(説明者)

保育料の収入っていうのは23年度決算見込みの数字ですけれども、保育料につきましてはですね、合計ですと6億5,219万9,990円。これが収入金額です。決算見込みということになっております。

(C委員)

これは全部の恵山、南茅部を含めての合計ですか。

(説明者)

そうです。ただ、保育園の保育料というのは私立の保育園におきましても、市が徴収するかたちになっておりますので、すべての公立の保育園6園と私立の保育園41園あるわけですが、認定こども園を除く46園の保育料ということになります。

(C委員)

例えば調書ですと、第二港、花園、湯浜の分でこの事業費が約6,000万ですよね。それに対して保育料がどれくらいかってことを知りたかったんですけれども。

(説明者)

今、公立はですね調書にあがっている3園分で言いますと、2,465万8,870円ということになります。

(C委員)

恵山と南茅部もわかりますか。

(説明者)

恵山のつつじ保育園分がですね、認可保育園部分というだけで、今手持ちの資料です、短時間区分の料金が入っていないもんですから、619万1,280円、南茅部が2,118万5,030円、これが決算見込みになっております。

(C委員)

はい、わかりました。

(A委員)

保育料っていうのは民間でも公立でも同じ金額徴収されてますよね。公立保育園であるメリットをお聞かせ願いたいです。

(説明者)

公立保育園のメリット、デメリットっていうのは特になんではないかなと、思うんですね。保育料の部分で言えば、保育料は公立でやっても民間の保育園であってもですね、同じ基準によって函館市の方でご家庭の所得税額、あるいは市民税額をもって保育料を決めておりますので、公立の保育園だから安いとか高いとかっていうことはございません。

(A委員)

なるほど。そうするとどうしても公立の保育園と民間の保育園とっていうことになる、サービス面の違いは多分出てくると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

(説明者)

サービス面で言えば、公立の保育園の部分と民間の保育園で特別保育っていう部分なんですけど、延長保育の部分であったり、一時預かりであったりっていう部分についてはですね、公立保育園でやってないサービスを民間の保育園でやっていただいているということはあります。それについては別にですね、保護者の方が負担しているっていう部分はありますけど、そういう面での違いはあると思います。

(A委員)

分かりました。先程ですね、南茅部地区の白尻保育園の方で白尻と尾札部と12キロく

らい、最高でですね、送り迎えが毎日あるっていう話をお聞きしたんですけど、お母さん方たちが毎日12キロ往復されているんですか、それとも送迎バスのサービスっていうんですか、公立保育園では送迎バスみたいなことできないかもしれないんですけど、民に移行した場合はそういう送迎バスもサービスの一環としてですね、作ることが出来たりするわけなんですよ。その辺ちょっとお話聞きたいんですけども。

(説明者)

南茅部は送迎バスは一切やっていません。保育園の基本で、戸口から戸口は保護者が送り迎えするという事なんで、保護者のみなさんが毎朝、毎晩、送り迎えしているという状況です。

(A委員)

なるほど。では民間に移行したときには、民間の方の考え次第かもしれませんが、送迎バスのようなものも考えられるのかなと。

(説明者)

それは今、つつじ保育園がやっておりますのでご報告させていただきたいんですが、恵山地区の認定こども園であるつつじ保育園では送迎バスを行っております、市内で唯一。こちらの方も地域性からかなり、恵山地区ですと日浦から恵山御崎まで海岸線20km近くありますし、榎法華の方からも園児を入所させておりますので、3方向に対してバス2台を1日3回走らせております。

(A委員)

はい、分かりました。

(E委員)

まず公立保育園が民営化されるにあたっては、平成17年から順次されたときにやはりその公立が民営化になるということで保護者さんとか保育士さんとか色々な運動があったように記憶してるんですが、今これから後期民営化を進めているにあたって、その辺は払拭されてるのでしょうか。

(説明者)

民営化にあたってはですね、保護者の方には丁寧な対応を心がけるという姿勢で臨んでおりまして、民営化をもって移管先法人を募集したときにはですね必ず、事前に保護者の方にご案内、こういう形でやりますっていう、移管先法人を決めた場合にも同じようにきちんと情報提供するというかたちで進めてまして、移管先法人が決まったあとは

ですね、保護者の方、それから移管先法人の方、それから市も入ってですね、三者懇談会を開いて、保護者の方のご意見をお聞きしたりしながら対応しておりますので。開始当初はですね、色々あったのかなという感じで私も聞いておりますけれども、今時点は、保護者の方の理解を得てですね、私たちも充分きちんと対応をさせていただいておりますので、さほどの問題はないのではないかと考えているところです。

(E委員)

はい、分かりました。まず中核市函館ですけれども、全国の中核市の中でも待機児童数が0と思います。それはとっってもすばらしいことなんですけど、反対から言えばとっっても子どもが少なくなってきたということであって、ほんとにこの定員を見ましても、残念ながら非常に定員割れしていると。それをもってそれがやっぱり民営化につながる一つの要因なのかなとも思いますが、これからの函館を担う子どもなので、ぜひ質のよい保育を心がけていただければと思います。

それとさきほど保護者への負担金もあるということをお伺いしたんですけど、民営化にあたって別のサービスをしたときに負担金が発生するかもしれないような、そちらからの発言があったように思うんですけども、それはどういうことなんでしょうか。

(説明者)

それはですね、新たな負担金ということではなく、特別保育というように私たちは言っているんですけど、延長保育、通常の帰り時間を超えて夜1時間2時間を保育してもらうだとか、一時預かりということで保育園に入っていないお子さんでも、短期間ですけども保育をするというような特別保育を民間の保育園はやってくれてます。それについての費用っていうのは、延長保育なり、通常保育料の他に負担金、ということでやっていただいているということです。

(E委員)

それでも現状、今公立保育園では延長保育なり、一時預かりなりはやってますよね。

(説明者)

一時預かりは公立保育園ではやってないです。延長保育は1時間延長保育はやっているんですが。

(E委員)

公立保育園は今そういう基準になっているんですね。分かりました、ありがとうございます。

(D委員)

私聞き漏らしていたかもしれないんですけど、民営化の際、新しい園舎っていうんですかね、それを作って、それから民営化されるとかっていうようなお話を先程ちらっとおっしゃってたと思うんですけども、これってどんな風なカタチなんですか。建築資金ってのは最終的にどこが出すんですか。民営化というのは買って貰うっていうことですか。その施設を。

(説明者)

現在民営化を行っている第二港保育園なんですけど、そこでご説明したいと思いますが、市がですね土地を用意しまして、そこに民間の方が、まずは自分の資金で園舎を建てるカタチになっています。ただそこにいろんな国の補助制度と、それから福祉医療機構というところからの借入制度、そういうものがございまして、事業主負担は軽減されていく、そういうカタチになっているものであります。これをですね来年4月の新園舎移行に間に合わせるカタチでこれから園舎を建てるということになります。

(D委員)

その場合のですね、国と道の助成金の話ですけど、地元自治体の持ち出しっていうのはあるんでしょうか。

(説明者)

保育園、保育所の整備に関しましては、今現在であれば国の安心こども基金というのを利用して、民営化においては社会福祉法人等が施設を建築する。それに対しては2分の1の補助が道から出るが、4分の1は函館市の持ち出しで補助している。

(D委員)

それは市の方に業者が徐々に返還していくという。

(説明者)

補助ですから、返還ということはない。

(D委員)

一回きりの補助で終わってしまうと。

(説明者)

そうです。で、それ以外に社会福祉法人であれば他のところから借り入れをするなりして、ということになりますね。

(D委員)

なるほど。民営化してですね、函館市がお膳立てをしてやらせましたと。それで函館市の歳入というところにはどのようにむすびつくのでしょうか。

(説明者)

民営化という部分で言えば、歳入については特にこの民営化に伴って歳入が増するというところはありません。

(D委員)

お金は出しましたと、これだけ出しましたと。しかしそのところは望めないというような考え方でよろしいでしょうか。

(説明者)

それは公立の保育園であっても、民間の保育園であっても、歳入が増るとかいうことはない。ただ、「保育」は市町村の仕事ですので、園舎を整備するってことであれば、民間の保育園であっても園舎を老朽化したものを改築するっていうときだけは市の方からも補助するということがありますね。

(D委員)

分かりました。あともう一点ですね。この福祉事業というジャンルだと思うんですけども、この継続性をですね、中期的にこれからの児童数の推移で判断した場合、どうですか。例えば一つの施設を建てましたと。採算性っていうんですかね。採算性はあるんですか。マイナスが生じた場合、何か補填金が入ったりするんですか。

(説明者)

歳入部分は、確かに市が民営化したから増になるというかたちにはないんですけども、民営化を行うことによってですね、歳出の部分の縮減に繋がっているということはあるんですね。施設の維持管理経費ですとか、従事する職員の人件費ですとか、そういったものが不要になってまいりますので、歳入が増えないかわりに歳出の部分の縮減につながっているということです。

(D委員)

分かりました。

(E委員)

負担金によるサービスのお話がありましたが、民営化にあたって、子どもとか保護者にとって、公立保育園よりサービスがよくなったものがあるのか教えて下さい。

それと、公立保育園が民営化になって、働く保育士さん方にとってメリットとなった

ものがあつたのか聞かせて下さい。

(説明者)

民営化によってですね、保護者の方がよくおっしゃるのが、老朽化した公立保育園から、新しく現代的な保育園舎になって子どもたちにとってもいい保育園になったということ。あとは延長保育が例えば1時間から2時間になったり、公立保育園は今年から1時間の延長を始めたんですけれども、これまでは延長保育もやってなかったんで、それについては延長保育ということでメリットはあつたかと思います。それ以外にもですね、保育園を利用されない方に対しての子育てサロンを併設していただいているのもございますし、あとは一時預かりなどもやっていただくということになっておりますので、保育園を利用していない乳幼児、お子様の方のサービスもその保育園でやっていただける、というメリットはあつたと思います。

あとは職員のメリット、現在公立保育園で働いている保育士さんのメリットということで考えますと、民営化においてなにかメリットを受けるということはあまり考えにくいかと思います。

(E委員)

反対にデメリットになるものがあれば。民営化になると、要するに児童数に対する保育士さんの割合が変わっていくというところが、保護者にとっても気になる点だと思いますが。

(説明者)

今おっしゃった保育士の配置の関係なんですけれども、これは施設の設備および運営に関する基準に基づいて、児童福祉施設ですので公立・民間問わず基準があります。公立保育園の0歳、乳児の児童については、3対1を2対1ということで運用している。これが公立保育園なんですけど、民営化をするときにも条件というかこちらの側のお願いとして、当然民営化しても2対1は守って下さいということでお話をしている。それに伴う保育士の雇用にかかる費用は助成するというかたちで、同じ公立保育園を引き継いでいただくのだから、その部分については保育士の配置を約束していただいている。あとは行事だとか給食についても引き継いで欲しいということをお願いをし、こういうものについてはなるべく変わらないようにというようなことでやっています。

(C委員)

民営化でですね、第二港、花園、湯浜は定員のほうを見ても、定員割れを現在してま

すよね。合わせて60名くらいですか。先程は収入を聞きましたけど、事業費が6,000万かかっているのに対して、2,400万が収入ということで、市からの持ち出し部分が多いんですが、民営化により経費の削減効果があるということなので大丈夫なのかもしれませんが、これで経営してうまくやっていけるのでしょうか。

(説明者)

基本的に保育園の運営はですね、国からの委託料、函館市を經由して支払うことになるんですけども、その委託料によって賄われています。これは公立保育園も私立保育園も同じですし、公立がこれから民営化されても同じです。ただ、やはり保育の質の向上を図るために、独自性を発揮してですね、手厚い保育を行っている実態がございますので、経営的な面から行くと厳しい部分もあるのかなという風には思っています。しかしそれは保護者に負担を求めることはできませんので、国からの委託、市からの補助金、そういったものに頼らざるを得ない部分であります。

(C委員)

市からの補助金があると。経営者の持ち出しがあるわけじゃないと。

(説明者)

はい。私立保育園全体に対してですね、基本的に国の基準だけで保育園の運営を適切なサービスの基に行うっていうのはなかなか考えにくいものでございまして、他の自治体もみんなそうなんですけど、一定程度、市から各私立保育園に対しての助成支援は行っています。保育の質の低下を招かない、という考え方のもと行っています。

(C委員)

わかりました。

(E委員)

質の低下を招かない保育を心がけるっていうことで、調書を見ると職員研修会開催経費及び参加経費っていうのが市内の方にはあります。でも恵山には無いんですね。その他南茅部は職員研修会参加経費っていうのがあるんですけど、恵山にこういった経費が無いというのは、認定こども園の関係ですか。

(説明者)

予算上、恵山支所の予算に載ってないんですが、本庁の経費で行かせていただいています。

補足させていただきますと、市内の3地域それぞれの予算でやってるんですけども、

予算の過不足が生じてくる場合もございますので、そういった場合においては本庁予算の中で対応するという事で柔軟な対応をしているのが実態でございます。

(E委員)

この研修の参加費を出せる職員っていうのは臨時職員も含めて、嘱託職員も含めて全員ですか。

(説明者)

基本的には恒常的に保育にあたるという前提がありますので、職員並びに嘱託職員まで可能かと思われませんが、臨時職員であれば1年間の雇用ということが前提としてありますので、そこに関しては予算はとっていないと思います。

(D委員)

民営化についてのお話がいろいろあったんですけども、民営化するために公費を投入して、建築物を構築すると。そこに企業体が入るわけですけども、事業者選定の方法とかこういうのっていうのは基準があるんでしょうか。

(説明者)

事業者っていうのは移管先法人という意味ですか。移管先法人っていう言い方をしているんですけども、公立保育園を民営化する上ですすね、移管をする先の法人ですすね。それを選定する。それは外部の委員にお願いをしてすすね、調書をもとに選定して内定をしてもらって選定していただくということにしています。

(D委員)

生粋の民間企業の考え方からいくと、まず今の助成金とか補助金でやっていくっていう話なんですけれども、普通であれば例えば事業の採算性をすすね、継続性とかを例えば児童の将来の推移とかそういうの想定して判断していくと思うんですけども、みなさんはどうですか。児童数ね、中期的な見通し、そしてこのような事業形態、そういうものについては将来明るいもんだと思っておりますか。

(説明者)

明るいつてことはないと思っております。今これは国の方の動きになりますけれども、認定こども園の活用ということで国の方で法律を今国会に提案中で審議されているところなんですすすね、それは幼稚園と保育園の今までの既存のあり方から、今恵山でも行ってはいますが、認定こども園というかたちの施設をすすね、全国的に増やしては行って、どんな方でもすすね、施設に預けることができる、そういったかたちのものを目指しています。

保育に欠ける子どもだけじゃなくてですね、短時間利用児、4時間未満の利用児ですね、同じ場所に兄弟がいる、同じ場所に入れるですとかね、そういうことをやっていくべきだろうと、国のほうでそういう動きを起こしておりますので。

(D委員)

わかります。国の方の動きはわかりましたけれども、単純にどうですか、児童数でいくと。

(説明者)

あのですね、それであれば民営化する上で…

(D委員)

いや民営化とかじゃなくて単純に事業の見通し。

(説明者)

今回あの民営化の中で鍛冶保育園、さくら保育園、それから旧公立保育園なんですけども湯川保育園・深堀保育園、2園を統合して1つの保育園にしたと…

(D委員)

統合ということは、児童数がどんどん減っているということですね。

(説明者)

そうです。

(D委員)

はい、わかりました。

(A委員)

保育士さんの年齢構成を見るとですね、若い世代20代がほぼ0でして、新規採用を今までずっとやってなかったということでしょうか。それとも誰かやめてから補充要員でいれていくという、そういう形態でしょうか。

(説明者)

平成15年度に民営化計画を策定いたしましたので、退職でやめられた方の補充をしますとですね、民営化計画の方に支障が出てくる場合も考えられますので、平成13年に採用した方を最後にですね、そのまま今採用が行われていないといった実態になっております。

(A委員)

そうすると民営化してから、次に経営される移管先法人が自由に公募して保育士さん

を選んでということですね、わかりました。ありがとうございます。

(C委員)

調書の「他の自治体の状況」のところに道内の他都市の状況が出てますけども、公立保育園数、岩見沢の1か所から帯広の10か所まで結構違いがあるんですが、他の道内の自治体はどのようなかたちで考えているのかわかりますでしょうか。

(説明者)

保育園の民営化というのは全国の自治体で進めておりますし、一般的にはそのような動きを他の市も考えているのだとは思いますが、具体的にどういう動き、考え方をもっているのかといったことについて、個々具体には把握をしておりません。

(C委員)

はい、わかりました。

(進行役)

他に質問はございませんでしょうか。それではこれ以上質問がないようですので、委員の方は評価の方をお願いします。

【各委員からの評価シート提出後】

(進行役)

それでは、判定結果を発表します。

「民営化を検討」が3票、「制度の抜本的な見直し」が1票であったため、当班の判定結果としては『民営化を検討』ということになりました。

【委員のコメント紹介は、結果に記載してあるため省略】

(進行役)

以上で、この事業に対する事業仕分けを終了します。